

## は し が き

司法書士試験で問われるものは、所与の事項・事象について、迅速かつ的確にイエス・ノー、出来る・出来ないあるいは必要・不必要等が判断でき、問題の処理解決ができる能力を有しているか否かです。その意味では、司法の判断を求めなければ解決できないような、また高度な法律解釈力を必要とする極めて複雑な問題は、まず出題されることはありません。

あくまで、通説・判例をベースにした知識・処理解決能力が問われているのです。

では、その求められ問われるレベル、知識の範囲とは一体どの程度のものなのでしょうか。どこまで、そして何を学び理解すれば、それらに達することができたといえるのでしょうか。この最も切実で難解なテーマを解く鍵は、合格者のほとんどの人が口にする次の言葉にあります。

**「司法書士試験合格への近道は、まず過去の本試験で出題された問題を徹底的に研究すること」**です。

その理由は、まず第1に、過去の本試験においてどのような問題が出題されていたかを研究することは、試験で問われる範囲、内容ならびにそのレベル、すなわち達成すべきゴールを知ることが出来、それに向けての効率的な受験対策を立て得るからです。

第2に、司法書士試験の職域に伴う重要事項、すなわち司法書士として絶対に欠かせない知識、知っておかなければならない知識（重要事項）は、資格試験の性格上繰り返し必ず出題されます。だからこそ、重要事項なのです。過去の出題問題を研究することは、とりもなおさずそれらを把握することが出来、合理的学習・短期合格に向けて大きな力となるからです。

しかし、過去の出題問題を徹底的に研究するということは、「言うは易く、行うは難し」です。また、膨大な時間と労力をも必要とします。

そこで、受験生諸氏の便宜を考慮し、効率的・合理的な受験勉強の一助になればと企画したのが、本書です。

【本書の特色】

- ① 過去20年間（平成3年～平成22年）に出題された全問題を、年度別に配列し、学習上の便宜を図ったこと  
→ これによって、各年度で取りあげられた範囲、重要事項等を掴みとって下さい。
- ② 問題と解説は、原則として頁をかえたこと  
→ 解答例のみを覚えるのではなく、問題を解く訓練をして下さい。
- ③ 不動産登記法の改正（平成16年法律第123号）等に対応させたこと  
→ 平成20年以前の問題について、申請日を平成22年に設定し、改正不動産登記法（平成16年法律第123号）、会社法（平成18年法律第86号）等現行法に対応させております。これにより、平成23年本試験に向けた演習に足る問題・解説となっています。
- ④ 各年度の問題と解説の最初の頁にインデックスを付し、見易くしたこと

上記のような特色を有する本書を効果的・効率的に利用し、多くの受験生諸氏が一日も早く合格されんことを祈念いたします。

平成22年11月

東京法経学院 出版部

（注）本書は、司法書士試験・筆記試験問題について独自に復元した問題（平成10年度までのもの）をベースに編集したオリジナル出版物です。無断で複製・転写することを固く禁じます。

# 本書の利用と学習法

## 1 実際に問題を解き、解説を読む

初学者にとって試験を知る、問題のレベルを知るという意味で、実際の本試験問題を解くことはとても大切なことです。また、ある程度の学習を終え「理解できた、わかった」と思っても、実際に問題を解いてみると出来ないことがままあります。

自分の今の実力を知るためには、本書に収録した本試験問題を利用し、解いてみるのが極めて重要です。

そして、その後に本書の解説を丹念に読んで下さい。長年にわたって司法書士試験の受験指導を行ってきた解説者が問題項目の理解に、また合格するに必要かつ十分な解説を施しています。

## 2 条文・判例等は必ずチェックを

本書の解説には、必要な条文・判例等がすべて記されています。それらについては、必ず弊社刊の「詳細登記六法」等の六法でチェックして下さい。この作業、学習態度が必ずや受験生諸氏の実力アップにつながるでしょう。

## 3 間違った箇所の再検討をしよう

本書収録の本試験問題を解いて、正解に至らなくても悲観する必要はありません。むしろ、それによって理解不十分な箇所がわかり、何をしなければいけないかがわかったと、積極的・攻撃的な考えで学習に臨むことが大切です。類似問題の解説に、理解を助ける解説が必ずあるはずです。

## 4 法改正にも配慮

本書は、編集基準日（平成22年9月1日）施行法令にそって見直しを行っています。

また、以下の点にご注意下さい。

- ① 改正不動産登記法に基づく登記の申請書の雛形は、法務省から一部の雛形が公表されたのみで、その他の申請書例につきましては、確定的な雛形が出ておりません。

本書における解答例中の申請書については、法務省が公表した雛形を

参考に現時点で有力と考えられる形式を掲載しております。

- ② 改正不動産登記法では、旧法上の文言を一部変更して使用している文言があります（「共有物分割禁止」，「登記名義人の氏名等の変更」等）。本書では、原則として、これらの新法上の文言を用いて出題・解説をしております。このため、解説中の判例・先例等の文言も適宜、新法上の文言に置き換えた記述となっております。

## 5 本書利用上の注意事項

最後に、本書利用上の注意事項に触れておきます。

### 問題の改変が施してあること

既述のとおり、本書では法改正に伴う問題の改変が施されています（なお、平成21年度問題を除く全問について登記の申請が平成22年となるようにしています。）。これは、本書利用者の便宜を図るものであり、ご理解下さい。

## 出題分析・次年度対策

### 1 過去20年間の論点整理

<p>【平成3年度】</p>	<p><b>登記の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 判決による所有権保存の登記</li> <li>② 一部譲渡による共同根抵当権一部移転の登記</li> <li>③ 債権の範囲と債務者の変更による共同根抵当権変更の登記</li> <li>④ 合意による共有根抵当権者間の優先の定め</li> </ul> <p><b>1 主たる論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 和解調書により自己の所有権を証する者が行う所有権保存の登記</li> <li>② 根抵当権の一部譲渡の効力発生時期</li> <li>③ 根抵当権変更の登記の申請人</li> <li>④ 根抵当権一部移転の登記，根抵当権の変更の登記及び優先の定め</li> </ul> <p><b>2 出題の特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2年連続して4連件の登記申請書の作成を問う問題であった。</li> <li>② はじめて所有権保存の登記が問われた。</li> </ul>
<p>【平成4年度】</p>	<p><b>登記の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 共有物分割禁止の定めを付した売買による所有権一部移転の登記</li> <li>② 債権額の減額変更による抵当権変更の登記</li> <li>③ 一部代位弁済による抵当権一部移転の登記</li> <li>④ 上記一部移転後の原抵当権者への弁済による抵当権変更の登記</li> </ul> <p><b>1 主たる論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所有権一部移転の登記と共有物分割禁止の定め</li> <li>② 会社と代表取締役の取引についての取締役会の承認の要否</li> <li>③ 変更契約による債権額の減額による抵当権の変更</li> <li>④ 一部代位弁済による抵当権の一部移転登記後において，原抵当権者に対する弁済があった場合の登記手続</li> </ul> <p><b>2 出題の特徴</b></p> <p>3年連続して4連件の登記申請書の作成を問う問題であった。</p>

【平成5年度】	<p><b>登記の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全部譲渡による根抵当権移転の登記</li> <li>② 極度額と債権の範囲の変更による根抵当権変更の登記</li> <li>③ 共同根抵当権の追加設定の登記</li> </ul> <p><b>1 主たる論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 根抵当権の被担保債権の定め方の適否</li> <li>② 根抵当権の極度額の増額変更の利害関係人</li> <li>③ 極度額の変更登記と債権の範囲の変更登記の一括申請の可否</li> <li>④ 共同根抵当権の追加設定についての取締役会の承認の要否</li> </ul> <p><b>2 出題の特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成元年以来の3連件の登記申請書の作成を問う問題であった。</li> <li>② 根抵当権の債権の範囲に含めることができるか否かが問われた。</li> </ul>
【平成6年度】	<p><b>登記の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 錯誤による共有者全員持分全部移転抹消の登記</li> <li>② 相続による持分全部移転の登記</li> <li>③ 共有者が連帯債務者となる場合の抵当権設定の登記</li> </ul> <p><b>1 主たる論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 錯誤による共有者全員持分全部移転抹消の登記の利害関係人及び添付書面</li> <li>② 親権者の債務を担保するため未成年の子の共有持分に対する抵当権設定と特別代理人選任の要否</li> <li>③ 数個の債権を担保する抵当権設定登記の申請書の登記事項の記載</li> </ul> <p><b>2 出題の特徴</b></p> <p>2年連続して3連件の登記申請書の作成を問う問題であった。</p>
【平成7年度】	<p><b>登記の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺留分減殺による所有権一部移転の登記</li> <li>② 抵当権の効力を何某持分の抵当権とする変更の登記</li> <li>③ 準消費貸借による共同抵当権設定の登記</li> </ul> <p><b>1 主たる論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受遺者への遺贈の登記がなされた場合の遺留分減殺による所有権移転登記手続</li> <li>② 抵当権の効力を何某持分の抵当権とする変更の登記手続</li> <li>③ 準消費貸借による共同抵当権設定の登記の登記原因</li> </ul>

## 平成22年度問題

平成22年6月22日、司法書士法務明子は、登記簿に別紙1及び2の登記事項の記録（登記事項一部省略）がされている土地について、関係当事者全員から、別紙3から6までの各書面の提示を受けつつ、後記（事実関係）記載の1及び2の事実を聴取した上で、登記の申請手続に必要なすべての書類を受領するとともに、必要となる登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。

司法書士法務明子は、必要な調査を行い、同日、相談内容及び受領した書面に基づき必要となる登記の申請を行った。また、調査の結果、（事実関係）記載の3の事実が判明した。

後記(1)及び(2)の間に答えなさい。

（事実関係）

- 1 別紙1の土地の共有者であった香取仁は、平成22年5月1日に死亡した。同人の相続関係は、別紙3の「相続関係説明図」のとおりであり、法定相続分のとおり相続することになった。ただし、相続人の一人である香取敏行は、同年6月1日、家庭裁判所に相続放棄の申述をした。
- 2 別紙2の土地の共有者である岩倉平太は、平成21年2月1日に死亡したが、同人には相続人のあることが明らかでなく、特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である平成22年5月28日までに、その請求はなかった。また、岩倉平太には相続債権者及び受遺者は存在しなかった。
- 3 別紙1及び別紙2の土地の登記記録は、登記申請日である平成22年6月22日の記録内容である。また、別紙1の土地に係る不動産の課税標準の額は900万円、別紙2の土地に係る不動産の課税標準の額は600万円である。

- (1) 司法書士法務明子が、平成22年6月22日に申請した登記申請情報を第36問答案用紙の第1欄から第4欄に記載しなさい。ただし、別紙1の土地と別紙2の土地について、各別に登記の申請をするものがあるときは、別紙1の土地の登記の申請情報から、記載しなさい。

なお、いずれの登記の申請においても、所有権の登記名義人全員について登記識別情報が通知されるものとする。

また、申請情報としては、解答欄の枠内に記載された情報だけを記載すればよいものとする。ただし、次の各指示に従って記載しなさい。

ア 解答欄に申請人その他の者を記載するに当たっては、住所若しくは本店又は代表機関の資格及び氏名を記載することを要しない。また、解答を「申請人の氏名又は名称」欄に記載するに当たっては、「権利者」、「義務者」、「所有者」、「申請人」等の表示も併せて記載する。

イ 添付情報のうち、登記原因証明情報、登記識別情報、印鑑証明情報及び住所証明情報については、解答欄中の「(要・不要)」のどちらかを○で囲んで解答しなさい。

ウ 添付情報のうち、「資格証明情報・代理権限証明情報・その他」については、必要な情報があれば、( )内に、別紙にその情報がある場合には「別紙○」のように特定し、別紙にその情報がない場合には「○○の承諾書」のように具体的な情報の内容を特定して記載して、解答しなさい。

なお、委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。また、必要な情報がなければ、( )内に「なし」と記載しなさい。ただし、「前件添付」や「添付省略」等の記載はしないものとする。

エ 「不動産の特定」については、登記の申請の目的物件について、解答欄中の「別紙1」・「別紙2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。なお、第1欄については、既に記載してある。

- (2) 上記登記申請手続が完了した数日後、司法書士法務明子の下へ、別紙1の土地の真実の所有者だと主張するXがやってきた。Xによれば、別紙1の土地については、平成22年4月1日に、Xが前所有者である秋山晋介の代理人である補助人から買い受けたとのことであった。司法書士法務明子がXに更に詳しく事情を聞いたところ、当該土地の香取仁、香取博子及び香取次郎への売買は、当時意思能力はあった秋山晋介自身が、補助人の関与なしに単独で行い、その



所有権の移転の登記手続も、秋山晋介自身が単独で司法書士に依頼したとのことであった。Xが別紙1の土地の売買契約の際に補助人から入手したとして持参した秋山晋介を被補助人とする登記記録についての登記事項証明書によると、秋山晋介について補助を開始するとの審判は、平成22年2月14日に確定しており、また、その審判とともに、補助人には不動産の処分に関する代理権を付与する審判のみがされていた。

この場合において、香取博子及び香取次郎は、Xに別紙1の土地の所有権を対抗することができるか。その可否及びその理由を第36問答案用紙の第5欄に記載しなさい。

(答案作成上の注意事項)

- 1 上記事実中の行為は、すべて適法に行われており、別紙3から6までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。
- 2 登記の申請は、申請件数及び登録免許税が最少となるようにし、登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。なお、租税特別措置法による免税又は税率の軽減の適用はないものとする。
- 3 必要な登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な情報の提供の方法は、書面を提出する方法（ただし、磁気ディスクを提出する方法を除く。）によるものとする。
- 4 数字を記載する場合には、算用数字を使用する。
- 5 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しないが、訂正は訂正すべき字句に線を引き近接箇所に正書し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、その内容が明確に分かるようにする。
- 6 別紙3から6までの書類については、実際の様式と異なっている。

別紙 1

(登記記録の記録)

表題部 所 在 新宿区東新橋二丁目  
地 番 123番 1  
地 目 宅地  
地 積 500.55m<sup>2</sup>

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成12年 2 月15日第25555号

原 因 平成12年 2 月15日売買

所 有 者 東京都新宿区千人町888番地72 秋山晋介

甲区 2 番 所有権移転

平成22年 4 月 2 日第38652号

原 因 平成22年 4 月 2 日売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号  
持分 3 分の 1 香取仁

茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号  
3 分の 1 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号  
3 分の 1 香取次郎

乙区 1 番 香取博子, 香取次郎持分抵当権設定

平成22年 4 月 2 日第38653号

原 因 平成22年 4 月 2 日金銭消費貸借同日設定

債 権 額 金1,500万円

利 息 年 5 % (年365日日割計算)

損 害 金 年14.5% (年365日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号 香取博子

抵 当 権 者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第2767号

別紙 2

(登記記録の記録)

表題部 所 在 新宿区東新橋二丁目  
地 番 123番 2  
地 目 宅地  
地 積 333.55㎡

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成19年 9 月14日第79856号

原 因 平成19年 9 月14日売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号

持分 4 分の 2 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号

4 分の 1 香取次郎

千葉県成田市千倉町二丁目 5 番 7 号

4 分の 1 岩倉平太

乙区 1 番 香取博子, 香取次郎持分抵当権設定

平成22年 4 月 2 日第38653号

原 因 平成22年 4 月 2 日金銭消費貸借同日設定

債 権 額 金1,500万円

利 息 年 5 % (年365日日割計算)

損 害 金 年14.5% (年365日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目44番 8 号 香取博子

抵 当 権 者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第2767号

# 平成22年度解説

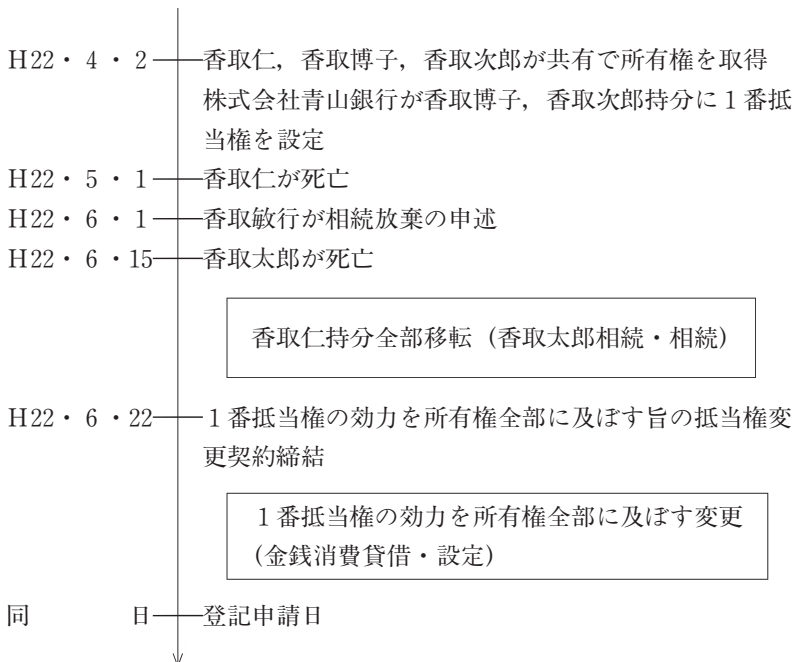
## 出題の趣旨

本問は、次の事項を問うものである。

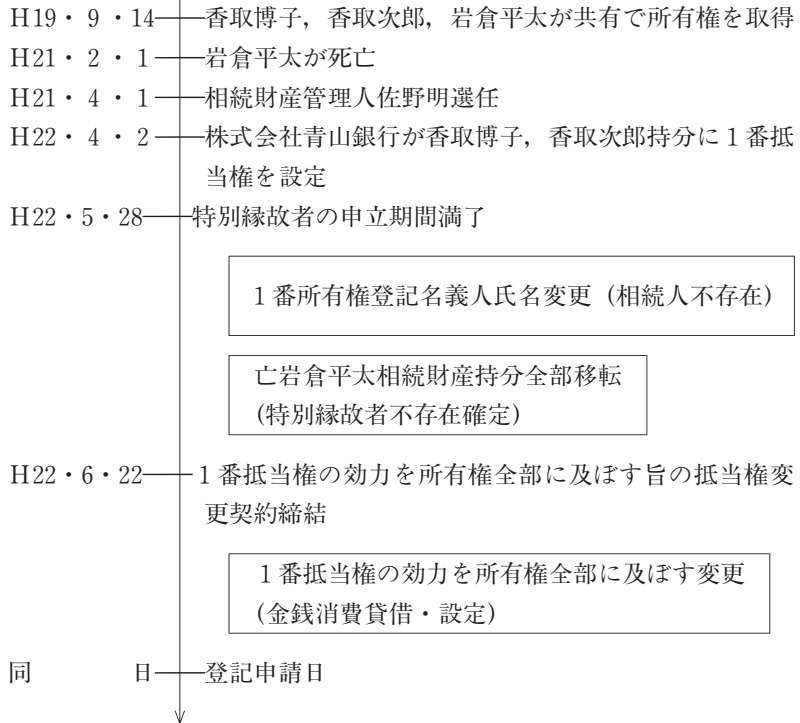
- 1 数次相続による持分全部移転の登記
- 2 相続人不存在による所有権登記名義人氏名変更の登記
- 3 特別縁故者不存在確定による持分全部移転の登記
- 4 所有権の一部を目的とする抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更の登記
- 5 代理権のみを有する補助人の関与なしに被補助人が売却した土地について、登記を備えた買主の対抗力の有無及びその理由

## 事案の概要

別紙1の土地



別紙2の土地



## 論点の解説

### 1 数次相続による持分全部移転の登記

相続による所有権移転の登記が未了の間に、その相続人の死亡により、さらに相続が開始した場合（数次相続）、第1の相続を省略して、被相続人から直接現在の相続人へ相続による所有権移転の登記をすることができる（明32・3・7民刑260号回答）。この数次相続による所有権移転の登記が認められるのは、中間及び最終の相続人の各相続による所有権の取得が同一の原因によるものであり、かつ、中間の相続が唯一人である場合（相続放棄、遺産分割、特別受益等で結果的に単独相続になる場合を含む。）に限られる（昭30・12・16民甲2670号通達）。

数次相続により、直接現在の相続人名義とする登記を申請する場合、申請情報の記載により相続の過程を表現する。例えば、被相続人がX、中間の相続人がY、最終の相続人がZである事例において、数次相続による所有権移転の登記を申請する場合、次のように記載することになる。

原因	平成○年○月○日 Y相続 平成○年○月○日相続
相続人	（被相続人 X） Z

本問では、(事実関係) 1 及び別紙 3 より、平成22年 5 月 1 日に、別紙 1 の土地の共有者香取仁が死亡して相続が開始していることが分かる。子の 1 人である香取敏行が相続放棄をしているので、相続人はもう 1 人の子である香取太郎のみということになる。そして、香取太郎も、上記相続による移転登記が未了の間に、平成22年 6 月15日に死亡して相続が開始していることが分かる。相続人は配偶者である香取博子及び子である香取次郎である。本問では、上記数次相続の要件を満たしているところ、答案作成上の注意事項) 2 より、申請件数が最少となるようにする旨の指示があることから、数次相続による持分全部移転の登記を申請することになる。なお、問題文(1)に、「別紙 1 の土地と別紙 2 の土地について、各別に登記の申請をするものがあるときは、別紙 1 の土地の登記の申請情報から、記載」する旨の指示があるので、本件登記を第 1 欄に

記載することになる。

## 2 相続人不存在による所有権登記名義人氏名変更の登記

### (1) 相続人の不存在

相続人の不存在とは、被相続人が死亡したにもかかわらず、相続人が存在するか否か明らかでない場合をいう（民951）。この相続人不存在の制度は、相続人の搜索と相続財産の管理、清算を目的とするものである。

相続人が不存在の場合、相続財産は法人となる（民951）。相続財産の管理、清算のために、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産管理人を選任し、かつ、遅滞なくその旨を公告しなければならない（民952 I）。

そして、相続財産管理人の公告後2か月間は相続財産を保存しながら相続人の出現を待つことになる（民957 I）。この期間内に相続人が出現しなければ、相続財産管理人は、相続債権者、受遺者に対して、2か月を下らない期間を定めて、債権の申出をなすべき旨を公告する（民957 I）。相続人の搜索は、この期間中も引き続き行われる。そして、それでも相続人のあることが明らかでなければ、家庭裁判所は、相続財産管理人又は検察官の請求によって、6か月を下らない期間を定めて権利主張催告の公告を行う（民958）。これが最後の相続人搜索の手続である。この期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、相続人の権利は消滅することになる（民958の2）。

### (2) 相続人不存在の場合の登記手続

① 相続人不存在の場合、相続財産は法人とされ、法人が登記名義人となるが、この場合の登記手続は、「相続人不存在」を登記原因とする登記名義人氏名変更の登記による（昭10・1・14民甲39号通牒）。相続財産が法人となるのは、民法が特別に擬制したものであるため、主体の変更とみるよりも、主体の同一性を維持したままその人格の形態を変更したものとするべきだからである。

なお、死者名義の財産が相続財産法人名義になるのは、被相続人の死亡の時である。相続財産が法人とされるのは、「相続人のあることが明らかでないとき」（民951）であるが、このような状況は被相続人の死亡の時に生じるからである。

② 死者名義の登記を相続財産法人名義とする登記名義人氏名変更の登

# 解答事項のポイント

## 第1欄

### ■登記の目的（不登18，不登令3⑤）

「香取仁持分全部移転」である。

### ■登記原因及びその日付（不登18，不登令3⑥）

香取太郎が香取仁を相続した旨及びその日付（平成22年5月1日）と香取博子と香取次郎が香取太郎を相続した旨及びその日付（平成22年6月15日）を併記する。

### ■申請人の氏名又は名称（不登18，不登令3①）

相続人（香取博子及び香取次郎）をその持分（相続分）とともに記載する。また、被相続人（香取仁）を括弧書きで記載する。

### ■添付情報

#### ・登記原因証明情報（不登61）

登記原因証明情報として、香取仁及び香取太郎の戸籍（除籍）全部事項証明書、香取博子及び香取次郎の戸籍全部（個人）事項証明書、香取敏行の戸籍全部（個人）事項証明書及び相続放棄申述受理証明書を添付する。

#### ・登記識別情報

不要である。

#### ・印鑑証明情報

不要である。

#### ・住所証明情報（不登令別表三十・添口）

住所証明情報として、香取博子及び香取次郎の住民票の写しを添付する。

#### ・資格証明情報（不登令7 I ①）・代理権限証明情報（同 I ②）・その他

代理権限証明情報として、香取博子の委任状、香取次郎の親権者香取博子の委任状及び香取博子の親権を証する戸籍全部事項証明書を添付する。

### ■登録免許税（不登規189 I）

登録免許税は、別紙1の土地の課税標準の額900万円（（事実関係）3）に移転した持分3分の1を乗じた額300万円に税率1,000分の4を乗じた金1万2,000円である（登録税別表第一・一・（二）・イ）。



## ■不動産の特定

本件登記は、別紙1の土地について必要となるものである（既に記載されている）。

## 第2欄

### ■登記の目的（不登18，不登令3⑤）

「1番所有権登記名義人氏名変更」である。

### ■登記原因及びその日付（不登18，不登令3⑥）

登記原因は「相続人不存在」であり，その日付は，岩倉平太が死亡した日（平成21年2月1日）である。

### ■申請人の氏名又は名称（不登18，不登令3①）

申請人として，亡岩倉平太相続財産管理人佐野明を記載する。

### ■添付情報

#### ・登記原因証明情報（不登61）

登記原因証明情報として，岩倉平太の戸籍（除籍）全部事項証明書等を添付する。

#### ・登記識別情報

不要である。

#### ・印鑑証明情報

不要である。

#### ・住所証明情報

不要である。

#### ・資格証明情報（不登令7 I ①）・代理権限証明情報（同 I ②）・その他代理権限証明情報として，別紙4の相続財産管理人選任審判書謄本及び相続財産管理人佐野明の委任状を添付する。

### ■登録免許税（不登規189 I）

登録免許税は，付記登記によるものとして，不動産1個につき金1,000円である（登録税別表第一・一・(十四)）。本問では，不動産は別紙2の土地1個であるから，金1,000円である。

## ■不動産の特定

本件登記は，別紙2の土地について必要となるものである。

平成22年 答案用紙（その1）

第1欄	
登記の目的	香取仁持分全部移転
登記原因及びその日付	平成22年5月1日香取太郎相続 平成22年6月15日相続
申請人の氏名又は名称	相続人（被相続人 香取仁） 持分6分の1 香取博子 6分の1 香取次郎
添付情報	登記原因証明情報（ <input checked="" type="checkbox"/> 要・ <input type="checkbox"/> 不要） 登記識別情報（要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要） 印鑑証明情報（要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要） 住所証明情報（ <input checked="" type="checkbox"/> 要・ <input type="checkbox"/> 不要） 資格証明情報・代理権限証明情報・その他 〔 香取博子の委任状 香取次郎親権者香取博子の委任状 香取博子の親権を証する戸籍全部事項証明書 〕
登録免許税	金12,000円
不動産の特定	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙1      別紙2

平成22年 答案用紙（その2）

第2欄	
登記の目的	1番所有権登記名義人氏名変更
登記原因及びその日付	平成21年2月1日相続人不存在
申請人の氏名又は名称	申請人 亡岩倉平太相続財産管理人 佐野明
添付情報	登記原因証明情報 (要・不要) 登記識別情報 (要・不要) 印鑑証明情報 (要・不要) 住所証明情報 (要・不要) 資格証明情報・代理権限証明情報・その他 (別紙4 相続財産管理人佐野明の委任状)
登録免許税	金1,000円
不動産の特定	別紙1 (別紙2)